

# 令和4年第12回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年12月1日(木) 13時33分から14時41分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	2番	山崎 彰	3番	小松 和啓	
委員	1番	山内 茂	4番	藤原 新市	5番 堤 昭雄
	6番	竹村 純吉	7番	三谷 富重	8番 西村 広幸
	9番	三木 克司	10番	岡本 博臣	11番 竹平 豊久
	12番	西岡 久	13番	森田 良彦	14番 上島 陽子
	15番	五百蔵 純太	16番	門脇 義人	17番 岡田 修一
	18番	宗石 大輔			

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
第3号	非農地証明願いについて
第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第6号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島 進
事務局係長	川村 周作
事務局主幹	高月 陽生
農地主事	森本 宏
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局	開会(13時33分) 皆さん、こんにちは。まだ推進委員さんが3名来られてないですけど、委員さんが揃ってますので会の方を、定刻の時間にちょっと早いんですけど、始めたいと思います。 最初に資料の確認をお願いします。議案書ありますか。それから3条の調査書、それから写真資料、それから利用権設定の中出書、それから写真が3枚、後から追加でありますけど、差し替えです。無い方、おられましたら手を上げて下さい。写真の3枚については線を引くところがちょっと違っていましたので、その差し替えと写真資料の中に右上に資料7、資料8の後に資料32、33と追加になってます。5条の太陽光の関係で2件追加になりましたので、資料7、8から資料32、33が入って、それから後にまた資料33の後に9とちょっと飛んでますけどこちらの方で資料を作る関係上、ちょっと番号
-----	---

が飛んでますけど、ご確認ください。

それではただ今から令和4年第12回農業委員会総会を開催いたします。

香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。ということになっておりますので、議長を会長にお願い致します。

議 長

はい、皆さんこんにちは。急に寒うなりましてですね。皆さん、体調には十分ご注意くださいと思います。今日はですね、かねてより、新市長に農業委員会の方にですね、顔を見せて欲しいというふうなことをお願いしてありました。今日はですね、時間の余裕が出来たということで、今日の会の最後までお付き合いいただけるということで大変ありがたく思っています。先程市長の方からも話がありましたが、農業委員会に對しましてずいぶん色々ご配慮いただきましてですね、これから事務の迅速化というふうなことで、進めていっていただけるというふうな思っています。先程市長の方からも話がありましたが、やはり土佐山田町につきましては、市外区域、調整区域の線引きがありましてですね、非常に、事務的には市街化調整区域についての農地に対しては建物が建てられないというふうな線引きがありますので、他所の市町村と比べますと、そういうあいまいなところがない関係上やりやすいかもわかりませんが、やっぱり、町の発展を考えていくと周辺の、南国、香南市を見ますと非常にこう新しく家が建ったり、店舗、また工場、輸送関係の車の駐車場というか、運送屋さんですね、けっこう広い駐車場の申請が出たりといろいろこう発展をしていますが、私も土佐山田町には長く住まいをさせてますが、なにか寂しい思いがあつてですね、これから先若い者がどんどん入ってきていただくためには、市長からの話がありましたが、既存宅地であつたり、その古い家がアつたところにまた新しく家が建てれるのにもですね、なかなかそこがたまたま農地のままであつたりとかいうことがあるとですね、農振から除外をしたりとか煩雑な仕事が出てくるわけで、そういうことも迅速にできればですね、子供孫が家を建てたいとかいうふうな時ですね、比較的早くスムーズに家が建てれて、少しでも人口が増えていくというような形が取れるんじゃないかなという思いはしています。

そんなところもありましてですね、今日の市長の話の中から私がちょっとそんな話をさせていただきましたので、農業委員会についてはですね、またいろいろとこう忙しい場面も出てくるかもわかりませんが、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは令和4年の第12回ですね、会を進めてまいりますので、よろしくお願致します。今日は議案の訂正が無いようですが、議事録の署名人の指名をさせていただきます。岡田委員、宗石委員をお願いをしますので、よろしくお願いをしたいと思います。なお、欠席者はおいでませんの報告しておきます。あと退席をしていただかなあいかん人等もおりますが、その時にですね、またご報告を致しますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは早速令和4年第12回の農業委員会の定例会を開催を致したいと思います。それでは議案に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いしたいと思いますので事務局よろしくお願致します。

事 務 局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町楠目字八木谷1254番、地目は田、面積は948㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,387㎡、譲渡理由は贈与(親族)、譲受理由は受贈(親族)、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百蔵字岡ノ畝1087番、地目は田、面積は39㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,166㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,475㎡、譲渡理由は

高齢化による経営縮小、譲受理由は経営規模拡大、資料は2、10a当たり42,882円で総額50,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町神池字神通寺1335番、地目は畑、面積は89㎡、外1筆、計2筆で合計面積244㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は6,476.91㎡、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は3です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 以上、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明がありました。ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。

委員(17番) はい。

議 長 はい、岡田委員。

委員(17番) 2番の写真資料を見ると雑木が生えてるように見えるんですが、普段やったらこれ開墾してとか計画書が出ると思うんですが、どうなってますかね。

議 長 はい、事務局。

事務局 はい、この写真ではちょっといろいろと生えてるような感じですけどこれは栗が植わってますので、この2-2の1087には栗が植わってまして、現地へ行政書士の方も行ってくれましたけど、自己管理をして、まあ果樹ですので、農地で一見その2-3の方には草が生えてるようには見えますけど、栗を育てることになってます。以上です。

議 長 はい、岡田委員、どうですかね。いいですかね。

委員(17番) いいです。

議 長 はい、わかりました。他に何かご質問はありませんか。格段無いようですが、ありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 それでは格段無いようですので議案第1号につきまして採決をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

事務局 はい、全員賛成です。右難うございました。それでは続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は賃貸借権、申請地は香北町根須字土ミ土居48番1、地目は田、面積は947㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、転用目的は「太陽光発電による売電事業を行うにあたり、採算の取れる広さと日当たり、維持管理の容易さを考え適当な場所を探していたところ、周囲を道路に接し、日当たりを妨げる建物等の建つ可能性も低いと考え申請地を選択した。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地第2種農地であると判断されます。資料は4で調査員は宗石委員です。

2番、権利の種類は賃貸借権、申請地は香北町白石字府内西掛テ705番、地目は田、面積は508㎡、外2筆、計3筆で合計面積1,709㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、転用目的は「太陽光発電による売電事業を行うにあたり、採算の取れる広さと日当たり、維持管理の容易さを考え申請地を選択した。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地第2種農地であると判断されます。資料は5で調査員は宗石委員です。

3番、権利の種類は賃貸借権、申請地は香北町白石字府内727番1、地目は田、面積は228㎡、外3筆、計4筆で合計面積1,251㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、転用目的は「太陽光発電による売電事業を行うにあたり、採算の取れる広さと日当たり、維持管理の容易さを考え適当な場所を探していたところ、周囲を道路に接し、日当たりを妨げる建物等の建つ可能性も低いと考え申請地を選択した。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地第2種農地であると判断されます。資料は6で調査員は宗石委員です。

4番、権利の種類は賃貸借権、申請地は香北町白石字府内西掛テ700番1、地目は田、面積は1,621㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、転用目的は「太陽光発電による売電事業を行うにあたり、採算の取れる広さと日当たり、維持管理の容易さを考え適当な場所を探していたところ、周囲を道路に接し、日当たりを妨げる建物等の建つ可能性も低いと考え申請地を選択した。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地第2種農地であると判断されます。資料は7で調査員は宗石委員です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町大井平字前屋敷196・198番合併、地目は田、面積は512㎡、外2筆、計3筆で合計面積1,942㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は「太陽光発電による売電事業を行うにあたり、採算の取れる広さと日当たり、維持管理の容易さを考え適当な場所を探していたところ、周囲を道路に接し、日当たりを妨げる建物等の建つ可能性も低いと考え申請地を選択した。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地第2種農地であると判断されます。資料は32で調査員は竹村委員です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町大井平字西前野屋敷131番3、地目は田、面積は195㎡、外5筆、計6筆で合計面積2,044㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は「太陽光発電による売電事業を行うにあたり、採算の取れる広さと日当たり、維持管理の容易さを考え適当な場所を探していたところ、周囲を道路に接し、日当たりを妨げる建物等の建つ可能性も低いと考え申請地を選択した。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及

び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地第2種農地であると判断されます。資料は33で調査員は竹村委員です。

以上です

議 長

以上説明が終わりましたので、補足説明をですね、1番から4番宗石さんをお願いしたいと思います。

委員 (18 番)

はい、資料の4をご覧ください。48-1の土地について、私が担当する前からあった案件で、その時に借り人が許可を得る際に何か不備があったということで許可を取り直したということです。日当たり等は特に問題はありませんが、48-1に関しまして、許可をまだ得てないということで、今回に関しては被害防除計画というもので進めるということでその他につきましては特に問題は無いと思います。

続いて2番の705、707、708についてですが、近隣の人々の許可を得るにあたり、迷惑をかけないで下さいとか、草の管理をして下さいということで許可を得たということです。日当たり等に関しましては山の麓というか、午前中は日当たりが、そもそも良くなく、昼辺り位からは日当たりが良くなっていくということで南側に柚子があるのですが、昼以降は西から日が当たるので、日当たりに関しては問題は無いだろうということで。水なども特に問題はなかったということです。

3番に関しまして、3番の727、730、753、753-6は国道沿いの田でして、これも南側の方に柚子がありますが、4m以上離れていることとちょっと段になっていて、下の方になりますので、特に日当たり等は問題無いかと思います。周りの許可も得ているということです。

4番の700番1は最初に出ました48-1の隣ですけど、最初と同じように日当たり等に関しては問題は無く、許可も得られたということで問題無いと思います。以上です。

議 長

はい、引き続きまして5番と6番の案件について竹村委員より補足説明をお願いします。

委員 (6 番)

すいません、資料の32-1をお願いします。この近くに、家の方が、ちょっと上の方ですけど、196・198合併の、その上の方に、左手に家が3件くらい、一番地近い家がここです、この人にこの前会ったんですけど、11月の18日に会ったんですけど一応問題としては、赤い線ですと上から下までこういって。ここに道がありますが、この道が、狭い道があって、狭いって、どれくらいですかね、1m弱位しかないんですけど、そこがトラクターが通れなくてちょっと困ってる。今までは■■■さん所の田んぼを通過して、左側の田んぼの方へ行ってきましたんですけど、それが出来なくなるからということをおっしゃって、その時、ちょうど後ですか■■■さんに電話を致しまして、その道を広めてくれんかということでお願いをしています。今度■■■さんにも■■■さんからオクケーのオクケーというような形で一応連絡がきたんで一応そういうことがあったということだけ、ちょっと言っただけかなあかんかなあと思います。土地としては別に問題のある土地ではありません。それともう一つが、資料の33-1からですけど、ここは今まで草ぼうぼうになってまして太陽光やってくれるということで、その地域といいますか、その場所が生きるような形になりますんで、一番いいことやないかと思います。以上です。

議 長

以上、補足説明まで終わりましたので、議案第2号のですね、農地法第5条の規定による許可申請についての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

はい、岡田委員。

委員 (17 番)

1 番と 3 番ですかね、同意書、近隣の同意書がこれについて無いように思うんですけど。普通貰う方がいいんじゃないろうかと思えますけど。

事務局

すいません、事務局から説明します。先程、宗石委員さんから説明していただいて、周囲の許可という話で言われてましたけど、周囲の同意ということで言ってます。同意書が取れなかった場合は、今までも香美市の場合は同意を重きをおくということで、同意を取ってもらう、太陽光が出来てトラブルが無いようにということで、皆さんと昨年も話をしましたけれど、今回、同意を取れてないというのは■■■さん、資料の 4-5 の 46-3 と 47-1 それからその申請地の上の■■■さんとこの 52-1 と 51 というところですけど。■■■さん等にちょっと聞いたところ、相続人と連絡が取れないということがあってですね、そういう時は法律上では被害防除計画をつければ県の方は資料が揃ってたら、それで許可できると市町村で不許可相当で県へ上げてですね、法律的に資料が揃ってたら、その事業としてやることなのでそれを止めることはできないということで、今回その■■■さんの方がその■■■さんと■■■さんにも同意を求めるようにしてましたけど、相続人等に連絡が取れないということで被害防除計画をつけてますので、被害防除計画は資料の 4-4 ですが、ずっと見たらこれ見方が何かありかなちよっとわからないんですけど、特に何も書いてないように見えます。ただその左側の⑩番の隣地の同意がもらえない理由ということで記入、判を押すのが拒否というような形で書いてますけど、こちらの方では相続人等に連絡取れないということで聞いてますので、今回被害防除計画でいくと、それから被害防除計画でひよっと木陰になったりするとことか、耕作してあるようでしたら、あれですけど、1 m 位の太陽光ですので■■■さんの所は道沿いで特に今耕作、維持管理のような感じでしてますので特に日陰で、お昼までは山で日が当たらないし、耕作するようになっても昼からは西日というかそちらの方で日が当たるので、上段ですけど、日陰になって作れんということではないです。事務局としては資料が揃ってるという考えを持って提案させていただきます。よろしくお願ひします。以上です。

議長

岡田さん、いいですかね。

委員 (17 番)

はい。

議長

そういう場合についてもですね、被害防除計画を出していただいて、それで承認を得るといふうな事になってます。相続人の連絡がつかないということですね、致し方ないとは言えませんが、そういう結果です。今までに太陽光の問題ですね、相続人が分からないとかいう場合に亡くなった人の名前と印鑑ですね、書類が出てきた経過があります。それはいかんかと、今まで遅れた経過はここにあるがですけど、申請者になる人がですね、自筆で人の名前を勝手に書いて判をついたといふうなことが発覚をしたんで遅れてきちゃう訳ですけど、どうしても相続人につき当たらない、そういう場合については被害防除計画ですね、太陽光の場合は営農型と違いまして背の高さがあまりありませんので、日陰になったりの影響はないかと思ひます。ただ光が散乱してどんな風になってきて、作物の影響があるかとかいふうな問題はあるかもわかりませんが、そのパネルに光が当たって地表の方に反射をするということはずから考えられませんが、その心配も無いかといふうに思ひがありますので、災害等でひよっとそのパネルが飛んだりとか、それから破損をしたもんになった時にそれを早急にですね、撤去してもらおうとか、よその農地へ飛んできたときなんかですね、早急に撤去してもらおうとかいふことはお願ひをせなあいかなかもわかりませんが、その他の陰でどうのこう

の、風の向きが変わったとかいうふうなことにはならないんじゃないかなあというふうには思いはしてます。以上ですが、何か皆さん方からですね、ご質問を受けたいと思いますので、農地法第5条の規定による許可申請について、内容について質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんか、他に。

委員 (5 番)

はい。

議 長

はい、堤委員。

委員 (5 番)

この資金の件ですが、大体1件当たりこれ最初の870万、次が950万、大体950万とかありますが、後の方はちょっと書いてないのがあります。それで全部借り入れになってますが、採算は取れるんでしょうかね。ちょっと私はどういう採算が取れるのかはわからんですけど、どうでしょう。

議 長

そこまではね、委員会としてはタッチしない。どうしても不安やったら堤君が業者に電話してここに田んぼが空いちゅうけんどもやってみたいけんども言うてみい、ほいたら向こうが説明を詳しくしてくれると思うけど、事務局ないろうか、そのへんについては。

事 務 局

事務局から、その売電価格は今ぐんと下がってます。下がってきてますので、一時は東北の関係の、震災の関係で電力が必要とかということで、下駄を履かしたような売電価格、ちょっと高い売電価格で、何か認定を受けたらですね、高く売電っていうことで、そういうところを狙ってその太陽光をやる方とかは、もうそろそろ、下駄を履かすような認定のは切れるようになりますけど、その売電価格が高かったらですね、どうしても結構要りますけど、ペイできるか、太陽光の関係は後々の維持管理が20年後の維持管理がまた撤去費とかも含めて検討しておかなければいけないと思いますけど。事業計画書も費用対効果で儲けると業者から出てきますので、それ以上のことはなかなかこちらの行政書士を挟んで出てきてますので、そこまではなかなか突っ込んで聞けません。以上です。

委員 (5 番)

まあ、やったはえいけど、途中で採算取れんき、止めたってやられたら逆に困るんじゃないろうかと思って質問しました。以上です。

議 長

はい、よくわかりました。西村委員どうぞ。

委員 (8 番)

この資料4の、今岡田君が言うた同意書の件ですけど、今は同意書この件に関してはいらんということですけど、行政書士とか司法書士とか土地家屋調査士とかが図面なんか書きちゅうと思いますけど誰かが、そしたら司法書士なんかは、今個人情報で普通の者が行っても調べれんところがありますけど、司法書士が行ったらですね、ある程度は追跡が出来てよね、隣の所有者が分かるようにはなっちゅうと思いますよ。それとそこの近所の人に聞いてある程度の追跡をして司法書士に頼んでやるばあのことをちょっとせんと、もし所有者の上のお父さん、おじいさんとかが亡くなっちゅうて、もし帰ったという時には「あら隣にこんなものが出来ちゅうわ、私は知りませんよ」ということのないようにそういうところの指導もしてもらいたいと思います。以上です。

事 務 局

事務局から説明します。同意を貰うのは土地の所有者に貰ってもらうように、いろいろその1件がありましたので、亡くなってる方の名前を書いちゃったりすることもあるので、今の所有者に行ってもらうようにしてます。今の所有者でしたら地元のこともわかるので一定そこに住んでたり、親戚とか関係があったりして地元のこともわかるので地元の方、この■■■■さんという方は■■■■

ですけど、1回は交渉して交渉は働きかているということでどうしてもそこは被害防除計画で国、県の方は法的な提出物については被害防除計画でいけることになってますので、行政書士さんの方も法律論できってきますので、それで他の市町村についてもそういう形を出してありますので、白石と大井平については特に耕作、あまりちよっとしてないところもありますけど、農地の有効活用ということで、やはり、そのそういう面です業としてやる分も認めていってですね、また耕作放棄地とか遊休農地になっているところはまた所有者が今後耕作できんところは、また折りがいけば有効活用していくというふうに、国の施策でもありますので、すいません、話が長くなりましたけど、所有者に交渉してもらって、それから被害防除計画で法的にはいけることになってますので、以上になりますけど、よろしくお願ひします。

議 長

この場合にその隣地にですね、承諾を貰いに行くのはその行政書士じゃなくて事業をしようとする人が貰いに行くがですよ。そういうことでお願ひをしますと、どうしても親が亡くなっちゃって、後が子供、孫がどこにおるか分からないというふうを探しようがないというふうなことも出てきます。ただ今までにあったのはその土地の所有者を法務局で調べますと死んだ人の名前になってそのままになっちゃうがあるがですよ。その人の名前を書いてですね、もう100歳超えちゃう人の名前を書いたりして、出てきたらあらこれおかしくないか、いやこれ死亡しちゃうやいかってということがそこで初めてわかるがですよ。そんな関係もあってですね、そこで司法書士がちゃんと動いてくれてそこで調べてくれたら、まあそんなことは無いかもわかりませんが、申請者が隣地の承諾を貰ってくるということになりますので、そういうことが起こりうるってことは可能性はあります。そういうことをご理解をいただきたいと思いますが、これ県へ申請上げますと、もし同意が無くてもですね、県の方は許可になるがですよ。そこで私たちもあまり深く追求してもですね、県へ書類を、業者ははっきり言います、香美市構いません、県へ送って下さいと、言うてくるらしいです。県へ送るとですね、県は許可になってくるがです。今までに私も県の農業会議の中に常設委員会があって、太陽光等についてはですね、市町村から出てきたものを県で許可でしますが、ほんなら県の話の中に私がそれやったら市町村の農業委員会はいらんやないかというふうなこともまあ言うたこともありますけど、そういう建前になってまして、ひとつご理解をいただきたいと思いますが、太陽光をやる時にはその担当の地区の農業委員また推進委員さんがですね、ここへ太陽光を作られたら困るというふうな話を聞かれた時にはすぐにお話を繋いでいただきたいというふうに思います。反対がなくやっておるといふふうなことで判断をしますと、他に何かありませんか。

はいどうぞ黒岩君。

推進委員  
(7番)

すいません、その所有者の相続人が分からないということですけど、税金はどうなってますでしょうか。税の方は相続の相続権者を探して税金をかけてると思いますけど、そこから相続人探せるわけじゃないですか。

議 長

その場合ですね、私もそういうことにはいけたということがあるがです。二從兄が高知へ出てまして佐岡の有谷に土地と家があるがですけど、評価額は30万以下ですかね。その人については、そういうものについては請求しないというふうなことになっちゃうらしいです。私も二從兄になる人に山田の土地はどうなっちゃう、税金誰が払いゆうがって聞いたら、そんなもの来たことないで、見たことないでって言うきよね、私も税務課でちょっと聞きました。そういう対象になっちゃったらそういう結果が出てきて、私はそれはおかしゅうないかと、自分の親が持ちつた土地なんかはどっか田舎にあってもよね、30万以下についてはその子供さんとかに請求が来んがですよ。それを請求しないので耕作放棄地の田とかが、もし田舎にあっても全然本人は気が付いてない



ので、全然自分の土地という観念が無いので耕作放棄地が増えるんじゃないかえということはありません。

推進委員  
(7番)

たとえばですね、その税金を請求せんにしても税務課はその相続人っていうのは把握しちゃうわけじゃないですか。それやったら農業委員会がそういうことを調べてですね、同意書を貰ってきてくださいっていうことを■■■さんか■■■さんに言うってことはできんがですか。

議長

事務局どう。

推進委員  
(7番)

わかりきっちゃうのに農業委員会はせんていうことも、それはおかしいですよ。ただ法律があつて出すによばんからっていうことでただ済ますっていうのもこれもおかしいじゃない。

事務局

相続管理人の方は農業委員会聞いたらわかりますけど、それを個人に行政書士に教えたりは何か出来ないの、事案についてですけど、行政書士についても全部人を追いかけてやる行政書士とここまでは自分らあのやる範囲、書類作るまでやる範囲と同意を取ってはやっぱり申請者、今の土地の所有者の方に取ってもらうというふうなかたちが基本になると思いますけど。被害防除計画でいけると、その地域の太陽光作るについても問題が無いということであれば、これでいくっていうことになってまして、もし問題が起きる場合、それから同意書を貰ってない場合は、この件について付けてはないですけど、申出書、もし問題が起きたらその太陽光を作る方が全部を担ってですね、問題を解決します。農業委員会には迷惑をかけませんというような申出書を書いて貰ってます。それで先代がやったとかそういういろんなこと、後々の人はわからんっていうこととか、同意をしてなかって、香北町の美良布の方にも中学校の辺り、太陽光出来て同意もしてなかって出来たっていうこともありますけど、その時にも移転申出書を書いてもらって、農業委員会は関係してる案件なのでその案件については行って話もですね、交じってしまして、解決もしましたけど、結局撤去することも出来ませんし、事業としてお金もかけて業者がやってることなのでいろいろその亡くなった人の名前を書いたっていうこともあった件ですけど、そういうことクリアして出していますので、そこのところよろしくお願いします。

議長

黒岩君、納得がいかんろうけど、今個人情報なかなかね、第三者に伝えること出来ませんので。そこのところはちょっと農業委員会の方から誰でも教えちやれるっていうわけではないわけです。

推進委員  
(7番)

わかりました。

事務局

黒岩さんちょっと、自分も聞いたことがあるんですけど、農業委員会として納税管理人をなぜ知らなあいかんかかっていうところが、まず出てくるのでそれを知ったところでまた業者に教えるってことが引っかかってくるんですよ、個人情報の。今長々説明しましたが、ようはそこなんです。農業委員会がその情報をまずは吸い出せないところがあるんで、1つはそこです。知ったとしてもさらに関係ないところへ個人情報を流すことがさらに出来ないということになります。あっさり言いますと、ということで理解いただけたらと思います。

議長

それでいいですかね。  
すいません、他に何か。議案第2号についてご質問はありませんか。

-----質疑なし-----

議 長 格段無いようですので、採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議 長 はい、それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第3号、非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町神母ノ木字夢野413番7、地目は畑、面積は364㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「平成4年7月16日遺産分割協議が整い、相続した土地が、登記簿上は畑で、未登記の居宅が現存している。周辺も住宅地であり、真正な地目変更にしたいと考えている。その居宅は、父親が昭和44年死亡以前に建てられた物件で、長年空き家である。」調査員は森田委員で 資料は8です。

2番、申請地は土佐山田町字古町1683番3、地目は田、面積は604㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「当該地には昭和3年に木造2階建約80㎡の納屋（現在居宅）木造平屋建て約12㎡のたきもの置場（現在 居宅）木造2階建て約30㎡のたばこ乾燥場（平成30年取毀し）を建築し、残りを 農作業場及び庭にし、宅地として利用しはじめた。その後、順次、昭和41年に浴室、便所、昭和46年に車庫、平成14年に農業用倉庫を建築し、現在に至っている。」調査員は西村委員で資料は9です。以上です。

議 長 はい、私自身の案件がありますが、2番ですので、先1番をですね、質疑を行い、採決をしたいと思いますのでよろしくをお願いします。補足説明をお願いします。1番について森田委員から。

委員（13番） それでは資料8-1をご覧ください。場所は神母ノ木の片地小学校の下になります。国道沿いの山田堰土地改良区から小学校向いて上がって行く右側になります。資料8-2の建物の裏、西側になります。そこに資料8-3の家が建っております。周辺は住宅地であり、現在はこの資料8-2で工科大生にこの家を何か貸しているように聞いております。別に問題無いと思います。以上です。

議 長 すいません2番、西村委員お願いします。

委員（8番） 資料の9です。場所はあさのの生姜屋と第2幼稚園の南の委員長の家です。その資料の9の説明に事務局がありました通りで、現在も乾燥場の基礎のコンクリートなど今もう撤去してますけど、農地にするという復元はなかなか難しいということで、現在の通りなってます。問題は無いと思いますので、後で資料の写真ですけど資料の9-1の1683-3という黄色の字の緑の分ですけど、写真の番号の5の矢印が後で資料もろうたところとちよっと車庫の分がちよっと違いますので、その点を気を付けて見ておいて下さい。なんの問題も無いと思いますので、以上です。

議 長 以上補足説明まで終わりましたが、1番につきましてですね、皆さんからご質問をいただき、また採決に入りたいと思いますので、何かご質問があれば受

けたいと思いますが、格段ありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案第3号の非農地証明願いについての番号1番の件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
すいません、引き続きまして私の案件につきまして、小松委員にお願いを  
しますのでよろしくお願ひしたいと思います。

——議長退席——

事務局 それでは議長が退席されますので、会長職務代理者として香北地区の小松委員さんに議長をお願いします。前へお進みください。

議長代理 それでは原議長さんが退席されましたので、原議長の会長職務代理者を務めさせていただきます。

委員(8番) 議長、追加説明あります。2番、9-1、9の資料の問題ですけど。周りは原さんの土地ぐるりとあります。それと南側に1つこまいきれがありますけど、ここはずっと耕作放棄地ですので、隣接地の承諾の判子是要らないということですので、それを報告しておきます。

議長代理 分かりました。有難うございます。  
西村さんの方から説明がございましたので、一応議案第3号の非農地の原会長の件、2番について皆さん方より質問を受けたいと思います。何かご質問ございますか。

——質疑なし——

議長代理 格段無ければ採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長代理 それでは議案第3号非農地証明願いの申請番号2番、原会長の関連しております案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長代理 はい、有難うございました。全員賛成ということですよ。

——議長入席——

議長代理 どうもありがとうございました。原会長お願いします。

議

長

どうもありがとうございます。

ちょっと、すいません、会長しよってですね、今頃非農地証明出してきゆうがかえと言われてもですね、答弁をするのに自分も困るわけですが、これ農地法のできる前といたしますか、私の父が18の時にここへ出てきたときにですね、佐岡の有谷から出てきてますが、その時に建てたものがそのまま残っちゅうがであってですね、宅地になっちゅう部分、私30年くらい前に家建て替えてますが、その部分だけはですね、宅地になっちよたがですよ。その時に宅地面積が足らんかったら、もうちっと増やしてですね、その農地の分、今日非農地証明を出した時について、ちょっと増設をして建てたら良かったがですけど、その時にちょうど宅地面積内で家が収まるということで何もせずに、そのまま家を建てたもんでですね、今になってきたがです。これから先、息子、孫の時代になってきて家を建てたいいう時にまたややこしい問題を起こしたらいかんと思って、もうこの際、今非農地証明をお願いをしたがです。もっと早くにやっちゃったら良かったかもわかりませんが、法律上は昔々建てちゅうがやきよね、致し方ないであろうということで自分がそのまま放ってあったということが、申し訳ないと思うわけですけど。ひとつ皆さん方にご理解をいただきまして有難うございました。

それでは続きまして議案第4号農地法第18条第6項解約通知報告につきまして説明をお願いします。

事務局

報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町町田字西ノ中628番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,972㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約申入日、成立日は令和4年10月23日、引渡日は令和4年12月31日、解約理由は青枯れ病の為、耕作不可になったためです。

2番、申請地は土佐山田町久次字前田648番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,838㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約申入日、成立日は令和4年11月2日、引渡日は令和4年12月31日、解約理由は栽培不可の為です。

3番、申請地は土佐山田町山田字稲荷前2116番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,588㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約申入日、成立日は令和4年11月2日、引渡日は令和4年12月31日、解約理由は借り手変更です。

4番、申請地は土佐山田町杉田字岡崎323番、地目は田、農振区分は農用地、面積は587㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約申入日、成立日、引渡日共に令和4年10月22日、解約理由は借り手変更です。

5番、申請地は土佐山田町中野字土小島802番、地目は田、農振区分は農用地、面積は2,876㎡の内2,670㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約申入日、成立日は令和4年11月1日、引渡日は令和4年12月31日、解約理由は生姜の栽培不可の為です。以上です。

議

長

以上説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが何かご質問はありませんかね。

青枯れ病が出て作れなくなるということについてはですね、生姜農家については大変なことだと思います。これがですね、土佐山田町にこう全域に広がったりすると、生姜が作れなくなったら、まず山田の農地は次に誰が作ってくれるかってことになると大変な問題になりますので、この件については十分に注意をしながらですね、栽培にしてもらわなあいかんというふうに思います。何かご質問ありませんか。

———質疑なし———

議長 格段無いようですので議案第4号につきましては、通知報告ですので報告のみとさせていただきます。  
引き続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします

事務局 報告第5号 農地法第5条届出報告について説明致します。  
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字新町丸471番9、地目は田、面積は371㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は分譲宅地（1又は2区画）、資料は10で調査員は事務局高月です。  
2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町旭町5丁目43番1、地目は畑、面積は315㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造2階建住宅1棟、資料は11で調査員は事務局高月です。  
これもちょっと差し替えの資料を付けさせていただいております。ちょっと土地の区画のラインを間違っております、分筆が今年の直近というかありまして、そこのちょっと見誤りがありまして、ちょっと差し替えをさせていただいておりますので、差し替え資料をご覧の上お願いしたいと思います。  
以上です。

議長 以上説明がありましたので、議案第5号の農地法第5条の届出ですが、何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。

——質疑なし——

議長 ここは市街化区域内の農地であって分譲し、また宅地化されるということになるかと思えます。  
格段無いようですのでこの件につきましても、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。  
続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画の諮問であります。説明をお願いします。

事務局 議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1番、土佐山田町の農地、1,292㎡を■■■■の■■■さんから公社が購入し、このあと、■■■■の■■■さんが水稲を栽培する予定になっています。続いて、通常の貸借権になります。

1番、再設定で、土佐山田町加茂の農地、3,928㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は10年です。

2番も再設定で、土佐山田町山田島の農地、1,075㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は10年です。

3番も再設定で、土佐山田町山田島の農地3筆、合計1,619㎡を2番と同じ■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は15年です。

4番は新規設定で、土佐山田町の農地、2,201㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は5年です。

5番も新規設定で、土佐山田町の農地、1,031㎡を4番と同じ■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は5年です。

6番も新規設定で、土佐山田町の農地3筆、合計6,030㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、生姜を栽培します。貸借権で期間は5年です。

7番も新規設定で、土佐山田町下ノ村の農地、1,690㎡を6番と同じ■■■さんが借り受け、生姜を栽培します。貸借権で期間は5年です。

8番も新規設定で、土佐山田町楠目の農地、1,260㎡を6番、7番と同じ■■■

が借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

9番も新規設定で、土佐山田町楠目の農地2筆、合計2,802㎡を6番、7番、8番と同じが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

10番も新規設定で、土佐山田町楠目の農地、1,020㎡を6番、7番、8番、9番と同じが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

11番も新規設定で、土佐山田町杉田の農地3筆、合計1,000㎡をのさんが借り受け、水稲、まこもだけ、菜花、雑穀を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

12番も新規設定で、土佐山田町杉田の農地3筆、合計1,988㎡を11番と同じさんが借り受け、芋、ウリ類、大豆、インゲン豆、しきびを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

13番も新規設定で、土佐山田町杉田の農地、587㎡を11番、12番と同じさんが借り受け、雑穀、菜花を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

14番も新規設定で、土佐山田町山田の農地、1,588㎡をのさんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は1年です。

15番も新規設定で、土佐山田町佐野の農地、4,346㎡を高知市のさんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は3年です。

16番も新規設定で、土佐山田町山田の農地、892㎡をのさんが借り受け、カボチャを栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

17番も新規設定で、土佐山田町佐古藪の農地、1,455㎡をのさんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

18番は再設定で、土佐山田町の農地2筆、合計2,644㎡をのさんが借り受け、青ネギを栽培します。使用貸借権で期間は1年です。

19番は新規設定で、香北町の有瀬の農地5筆、合計2,596㎡をのさんが借り受け、果樹、野菜類を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。以上です。

議 長 説明が終わりましたが、委員の中に該当する方がおりますので、4番、5番の2件につきまして、岡田委員が該当しますので、この件につきまして先にですね、採決を取りたいと思っております。

————— 委員 退 席 —————

議 長 4番、5番につきまして、委員の案件についてご質問がある方は挙手を願いたいと思っております。格段ご質問はありませんかね。

————— 質 疑 な し —————

議 長 無いようですので採決に入りたいと思っております。賛成の方の挙手をお願いします。

————— 全 員 挙 手 —————

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。岡田君に入っていたかようにお願いします。

————— 委員 入 席 —————

議 長 にご報告します。承認を受けましたので作っていただくようお願いをしたいと思います。

それではその他の案件につきましてですね、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かありませんか。格段ありませんかね。

——質疑なし——

格段無いようでしたら、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

それでは議案第6香美市農用地利用集積計画の諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

はい、全員賛成です。有難うございました。


それでは続きまして議案第7号、その他の件となっておりますが、事務局から何かありますか。

特に無いようですので、ここで少しの間小休をしてですね、農地利用の最適化推進意見交換会を開催をしたいと思っておりますので、少しの間休憩をしたいと思っております。よろしくをお願いします。

閉会 (14時01分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 

署名 人 岡田 修一 

署名 人 栗石 大輔 